

【用語】夫錢—労役の代わりに納める金錢　吾妻郡東峯須川村—利根

郡新治村　印形—印、印判

押切—押切印、割印と同じ　米永小前割

合帳—田畠の年貢を一般の本百姓へ割り当てた帳簿　定免—過去の収

穫高を平均して一定の賦課率を定め、定額あるいは定率の年貢を期限

を決めて徵収する方法　検見—収穫時、稻の作柄を調べて年貢の率を

決定する方法　菩提所—檀那寺　奉加—寄付、寄進　初尾—初穂、そ

の年初めて収穫した穀物を神仏等に献上すること　座頭—盲人で剃髪

し僧体となつた者

【解説】江戸時代の農民の負担には、領主に納める貢租のほか、村の運営に必要な諸経費の負担があり、これを村入用といい、それを書き上げた帳簿が村入用帳や村入用夫錢帳である。村入用の費目は、一般に村役人の出張費、給料、会合費、筆墨紙代などであるが、寺社等への御初穂料や奉加金なども含まれた。

この文書にもみられるとおり、村入用帳はまず支配役所の継ぎ目印を受けた白紙帳簿二冊に、一年間で支出した村費をすべて記入した。

それを翌年正月に村内の惣百姓の連印・奥書を得たのち、再び支配役所へ提出して承認を受けることになつていて。二冊作成したのは、村役人の不正を防止するためといわれ、一冊は支配役所へ提出し、他の一冊は村方の控えとして返されることになつていた。また村入用は、名主などが一年分を立て替えて支出し、年末にその総額を高割または戸数割、あるいは両者の併用等で、村民へ割り当てる方法が一般的であつた。この東峯須川村の村入用帳はその典型的なもので、一年間の村入用の総額は錢六七貫五四五文であつた。なお、東峯須川村は江戸時代初期に須川村に属したが、のち峯須川村として分村し、それがさらに東西に分かれた。支配もはじめは沼田藩領であつたが、真田氏改易後は幕府領となり、その後さらに旗本伊丹領と幕府領の相給となつた。この文書は幕府領分の村入用帳である。

大曾　あいきやう